

第10回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

《議事要旨》

審議事項	審議内容
基本理念の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政逼迫、少子高齢化が進む中で、セルフネグレクトなど新たに生じる社会ニーズにある程度対応できるような指針を条例の基本理念の部分に盛り込んではどうか、という問題提起がありました。 ● 様々な問題があり、全てを条例に反映することは難しいが、社会的包摂を進めていく手段として協働を位置付けるなど、基本理念の部分をもう少し掘り下げて、何のために協働するのかという事を検討することになりました。
協働のまちづくり推進組織の構成員について	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働のまちづくり推進組織の構成団体について、出来るだけ多くの団体を条文に盛り込むべきか、という問題提起がありましたが、条文に記載する団体は代表的なものに留め、具体的な構成員は地域の判断に任せることになりました。 ● 構成員になれない団体、個人などを定める禁止条項を設けた方が良いのではないか、という問題提起についても、各校区で決めて会則を設ける形で良いのではないか、ということになりました。 ● ただし、「特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない」というニュアンスの一文を反映することとなりました。
市民センターの役割について	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来的には市民センターは行政窓口として特化していき、その建物に中間支援組織やNPOなどが入り、広域的なまちづくりの事務機能を担う可能性が高いのではないか。場所として市民センターを利用しても良い、という役割を果たしていくのではないか、という意見がありました。
今後の検討委員会について	<ul style="list-style-type: none"> ● 次回検討委員会で中間まとめ案について検討することとなりました。 ● 中間まとめの後は、協働のまちづくり推進組織の組織強化を図るモデル事業の経緯を検証し、その結果を参考にすることとし、モデル事業がある程度進んだ段階で、条例内容の再検討を進めることになりました。